

# 青森県報

第二千三百五十四号

平成十六年  
七月二十日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

特定計量器の定期検査の実施……………(商工政策課) ……一

### 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する  
同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……二

建設業者の許可の取消し……………(青森県土整備事務所) ……二  
右 同……………(同) ……三

## 告 示

青森県告示第五百四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成十六年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十六年 九月六日 午前十一時から 正午まで	実 施 期 日	五戸町役場浅田支所	実 施 場 所	検査対象 区域
----------------------------------	---------	-----------	---------	------------

九月二十七日	午後一時から 午後三時三十分まで	中央公民館車庫	福地村
九月十七日	午前九時三十分から 正午まで	三戸町民体育館	三戸町
"	午後一時から 午後三時三十分まで	" 斗川支所	
九月十六日	午前九時三十分から 正午まで	三戸町役場猿辺支所	田子町
"	午後一時から 午後二時三十分まで	中央公民館車庫	
九月十五日	午前九時三十分から 午前十一時まで	石亀地区研修センター	新郷村
"	午後一時から 午後二時三十分まで	新郷村役場前車庫	
九月十四日	午前九時三十分から 正午まで	西越地区公民館	五戸町
九月十三日	午後一時から 午後三時三十分まで	五戸町立公民館	
"	午前十時三十分から 正午まで	倉石コミュニティセンター	五戸町
九月九日	午前九時三十分から 午前十時まで	しんせい五戸農業協同組合 倉石支店又重店舗	
"	午後一時から 午後三時まで	五戸町役場川内支所	五戸町
九月八日	午前九時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後三時まで		
九月七日	午前九時三十分から 午前十時三十分まで		
"	午後二時三十分から 午後三時三十分まで		
"	午後二時三十分から 午後三時三十分まで		

九月二十八日	午前九時三十分から 午後三十分まで	南郷村役場島守支所	南郷村
"	午後一時から 午後三時まで	中央公民館	
九月二十九日	午前九時三十分から 正午まで	階上漁業協同組合	
"	午後一時三十分から 午後三時まで	みハートフルプラザ・はしか	階上町
九月三十日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	農村婦人の家	
"	午前十一時から 午後三時まで	田代集会所	
十月四日	午後一時から 午後三時まで	剣吉公民館	
十月五日	午前九時三十分から 正午まで	中央公民館	名川町
"	午後一時から 午後三時まで		
十月六日	午前九時三十分から 正午まで		
"	午後一時から 午後三時まで		
十月七日	午前九時三十分から 正午まで	南部町役場公用車庫	南部町
"	午後一時から 午後三時まで		
十月八日	午前九時三十分から 正午まで		

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十六年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人プロジェクト五所川原倶楽部

三 代表者の氏名

岩谷 勇幸

四 主たる事務所の所在地

五所川原市字大町三一

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県五所川原市において、中心商店街のまちづくりや、立佞武多を活用した文化・観光の事業を行うことによって、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 正信興業

二 氏名 川口 千代二

三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡一六〇の七八二

四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第一〇〇〇一四号

五 取消年月日 平成十六年六月一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社晴海マリン

二 代表者の氏名 三橋 一夫

三 主たる営業所の所在地 青森市原別七丁目一〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般・一）第一七二七九号

五 取消年月日 平成十六年六月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年六月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭